

## 国旗の掲揚要領について（通達）

〔制定 令和7.12.15 例規総第37号  
京都府警察本部長から各部長、各所属長あて〕

京都府警察における国旗の掲揚要領の斉一を図るため、みだしの要領を下記のように定め、令和7年12月22日から実施することとしたから、適正に運用されたい。

なお、国旗の掲揚要領の制定について（令和4.3.14：一般総第25号）の一般通達は、令和7年12月21日限り廃止する。

### 記

#### 1 趣旨

この通達は、京都府警察が管理する警察施設における国旗の掲揚要領に関し、必要な事項を定めるものとする。

#### 2 国旗の定義

国旗及び国歌に関する法律（平成11年法律第127号）第1条に規定する国旗とする。

#### 3 国旗の掲揚要領

##### （1）対象施設

国旗を掲揚する対象施設は、次のとおりとする。

ア 京都府警察本部の本館、鉄道警察隊庁舎、京都府警察自動車運転免許試験場、機動隊庁舎、警察学校及び各警察署等（掲揚ポールの設備のある分庁舎及び交番を含む。）（以下「警察本部等庁舎」という。）

イ 交番（前記アの掲揚ポールの設備のある交番を除く。）、駐在所及び警備派出所（以下「交番等」という。）

##### （2）掲揚する日時

国旗を掲揚する日時は、次のとおりとする。

###### ア 掲揚する日

###### （ア）警察本部等庁舎

毎日掲揚するものとする。

###### （イ）交番等

国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める祝日に掲揚するものとする。ただし、地域の実情等から掲揚が困難と認める場合は、この限りでない。

###### イ 掲揚する時間

原則として午前9時から午後5時45分までとする。ただし、雨天、荒天等により国旗を降ろす必要がある場合その他この時間により難い場合は、この限りでない。

##### （3）掲揚する場所等

国旗を掲揚する場所等は、次のとおりとする。

###### ア 警察本部等庁舎

屋上又は屋外の掲揚ポールに掲揚するものとする。

###### イ 交番等

当該施設の出入口付近に掲揚するものとし、勤務員の不在等を考慮の上、国旗の盜難、破損等の防止に努めるものとする。

(4) 弔意を表す際の掲揚要領

弔意を表す国旗の掲揚は、総務課長が別に指示するところにより行い、その掲揚要領は、次のとおりとする。

ア 特に指示がある場合のほか、半旗によるものとする。

イ 半旗の方法は、国旗を掲揚ポールの最上部まで掲げた後、国旗の上端を最上部から掲揚ポールの長さのおおむね3分の1となる位置まで降ろして掲げるものとする。

#### 4 留意事項

(1) 国旗は破損、汚損等に十分に留意し、丁寧に取り扱うこと。

(2) 国旗を掲揚する対象施設を有する所属長は、当該施設の掲揚設備の保守及び点検に努めるとともに、当該設備の破損、腐食等の異常が認められた場合は、速やかに整備のための必要な措置を講じること。